◇企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇九号）（経済産業省）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第四七号）の施行期日は、平成二九年七月三一日とすることとした。

◇企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一〇号）（経済産業省）

一　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　題名を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令」に改めることとした。

2　特許料の軽減について定めることとした。

3　特許出願についての出願審査の請求の手数料の軽減について定めることとした。

4　商標登録出願等に係る登録料の軽減について定めることとした。

5　商標登録出願の手数料の軽減について定めることとした。

二　中小企業信用保険法施行令の一部改正関係（第二条関係）

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二九条に規定する中小企業信用保険法の特例に係る債務の保証について定めることとした。

三　法人税法施行令の一部改正関係（第三条関係）

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

四　独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令の一部改正関係（第四条関係）

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

五　経済産業省組織令の一部改正関係（第五条関係）

改正法の施行に伴う所要の規定の整備を行うこととした。

六　施行期日

この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第四七号）の施行の日（平成二九年七月三一日）から施行することとした。

◇農地法施行令及び農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二一一号）（農林水産省）

一　農地法施行令の一部改正関係

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき土地利用調整区域内において地域経済牽引事業の用に供する施設を整備するために行われる行為を、農地の転用の不許可の例外とすることとした。（第四条第一項第二号ヘ関係）

二　農業振興地域の整備に関する法律施行令の一部改正関係

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき土地利用調整区域内において整備される地域経済牽引事業の用に供する施設の用に供される土地を、農用地利用計画の対象としない土地とすることとした。（第八条第三号関係）

三　施行期日

この政令は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第四七号）の施行の日（平成二九年七月三一日）から施行することとした。

◇介護保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二一二号）（厚生労働省）

一　介護保険法施行令の一部改正関係

高額介護サービス費等の支給要件及び支給額を見直すとともに、平成二九年八月一日から平成三二年七月三一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費等の特例について定めることとした。（第二二条の二の二並びに附則第二一条及び第二二条関係）

二　健康保険法等の一部を改正する法律附則第一三〇条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正関係

高額介護サービス費の支給要件及び支給額を見直すとともに、平成二九年八月一日から平成三二年七月三一日までの間に受けた居宅サービス等に係る高額介護サービス費の特例について定めることとした。（第二二条の二の二及び附則第一三条関係）

三　この政令は、平成二九年八月一日から施行することとした。

◇健康保険法施行令等の一部を改正する政令（政令第二一三号）（厚生労働省）

一　健康保険法施行令の一部改正関係

1　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、算定基準額を見直すこととした。（第一条関係）

2　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、外来療養に係る年間の高額療養費制度を創設することとした。（第一条関係）

二　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部改正関係

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令、船員保険法施行令、私立学校教職員共済法施行令、国家公務員共済組合法施行令、国民健康保険法施行令、地方公務員等共済組合法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令について、一の改正内容に準じた改正を行うこととした。（第二条～第八条関係）

三　施行期日等

1　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第一五条関係）

2　この政令は、平成二九年八月一日から施行するものとした。

◇公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一四号）（厚生労働省）

一　国民年金法施行令の一部改正関係

市町村が処理する事務から任意脱退の承認の申請の受理に関する事務を削除することとした。（第一条の二関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

国民年金法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の国民年金法による寡婦年金及び旧陸軍共済組合等の組合員であった期間を有する者に対する老齢年金の受給資格期間を二五年から一〇年に短縮することとした。（第四八条関係）

三　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（政令第二一五号）（厚生労働省）

一　厚生年金保険法施行令の一部改正関係

1　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、算定基準額を見直すこととした。（第一条関係）

2　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、外来療養に係る年間の高額療養費制度を創設することとした。（第一条関係）

二　国家公務員共済組合法施行令の一部改正関係

1　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、算定基準額を見直すこととした。（第一条関係）

2　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、外来療養に係る年間の高額療養費制度を創設することとした。（第一条関係）

三　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

1　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、算定基準額を見直すこととした。（第一条関係）

2　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、外来療養に係る年間の高額療養費制度を創設することとした。（第一条関係）

四　私立学校教職員共済法施行令の一部改正関係

1　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、算定基準額を見直すこととした。（第一条関係）

2　七〇歳以上の被保険者等に係る高額療養費について、外来療養に係る年間の高額療養費制度を創設することとした。（第一条関係）

五　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「年金機能強化法」という。）第二条の規定による改正後の国民年金法第四九条の規定は、年金機能強化法の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した同条第一項に規定する夫について適用し、施行日前に死亡した同項に規定する夫に係る寡婦年金の支給要件に関する事項については、なお従前の例によることとした。（第五条関係）

2　施行日の前日において現に厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三三条第一項に規定する特例年金給付（退職を支給事由とするものに限る。以下「退職特例年金給付」という。）の受給権を有しない者であって、受給資格期間が二五年から一〇年に短縮された当該退職特例年金給付の支給要件に該当する者について、施行日において当該退職特例年金給付の支給要件に該当するに至ったものとみなして、施行日以後、その者に対し、退職特例年金給付を支給することとした。（第九条関係）

六　施行期日

この政令は、平成二九年八月一日から施行することとした。ただし、五については、公布の日から施行することとした。